



ルネス軽井沢 宿泊約款

貸別荘・コテージ ルネス軽井沢（以下「当施設」）のご利用につきましては、当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約はこの約款の定めるところによるものとします。そして、当施設が定める「ご使用の説明」、「ご利用のお願い」を遵守していただきます。内容をお読みいただき、ご同意いただいたうえでサービスをご利用下さるようお願いいたします。

(第1条) 本約款の適用

当施設が締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令又は慣習によるものとします。

(第2条) 宿泊契約の申込みと登録

当施設への宿泊を希望する方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。申し出の方法はオンラインによる予約を優先します。これは後刻に記録として残し確実性を確保するものです。

- (1). 宿泊申し込み代表者の氏名・性別・住所・連絡先（電話番号・携帯電話番号）
 - (2). 外国人にあつては国籍・パスポートによる旅券番号の告知
 - (3). 宿泊日・宿泊数・同行宿泊者人数・性別・年齢（小学生・乳幼児）
 - (4). 到着予定時刻
 - (5). その他、当施設が必要と認めた事項
2. 第1項により宿泊契約の申し込みをする方は当施設会員規程による会員制度を利用することができます。この会員規程は別途定めます。
 3. 宿泊契約による宿泊の登録は、宿泊当日、当施設のフロントにおいて、前第2項、第3項を基に登録して頂きます。なお外国人にあつてはパスポートの提示をしていただきます。

(第3条) 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときには、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当施設の基本料金を限度として当施設が定める申込金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 前項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけ場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、この旨を当施設が宿泊客に告知した場合に限ります。

(第4条) 申込金を要しない特約

前条第2項にかかわらず、当施設は契約の成立に申込金を要しないこととする特約に応じることがあります。

(第5条) 宿泊契約の拒否・解除権

当施設は次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じない、もしくは契約を解除することがあります。

- (1). 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2). 宿泊者が、法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為を行う恐れがあると認められるとき
 - (3). 宿泊者が、伝染性の病気に罹患していると認められるとき
 - (4). 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (5). 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (6). 宿泊者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれ、又は言動をしたとき
 - (7). 寝室での寝たばこ、建物・備品・調度品等に対するいたずら、故意の破損行為などの行為があるとき。又は、当施設が定める「ご使用の説明」、「ご利用のお願い」にご協力いただけないとき
2. 宿泊約款第2条、第3条により、宿泊契約が成立した宿泊客以外の方の施設のご利用、入場・入館はお断りします。この場合は、宿泊の解除もしくは別途使用料を請求させていただきます。

(第6条) 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除した場合は別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後7時(事前に到着予定時刻が、明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(第7条) 別荘のチェックイン・アウトについて

宿泊客は、当日のチェックインは午後3時から。チェックアウトは午前10時までに行うものとします。

この時間の計測規定はフロントにおける時間とします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日、出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。
この場合時間外延長時間は正午(12時)までとし、追加料金は別表第2に掲げる通りです。
3. 当施設はだい1項の規定にかかわらず、特定時間の別荘使用に応じることがあります。この場合の料金は次に掲げる規定によります。
 - (1). 使用時間3時間までは宿泊料金の3分の1
 - (2). 使用時間6時間までは、宿泊料金の2分の1
 - (3). 使用時間6時間以上は宿泊料金の全額

(第8条) 「ご使用の説明」、「ご利用のお願い」への協力

宿泊客は、当施設においては、当施設が定め別荘内に提示した

「ご使用の説明」、「ご利用のお願い」にご理解とご協力をお願いします。

(第9条) 料金の支払い

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表3、4にかかげるところにより
ます。

2. 前項の宿泊料金等は通貨又はクレジットカード、当施設が認めた施設利用券等により行っていただきます。
3. 宿泊客は、宿泊料・オプション料金等の全額について事前払いを含めて精算し、チェックイン時、又は当施設が請求したときにフロントにて支払っていただきます。

(第10条) 当施設の責任

当施設は、宿泊契約の履行、不履行により、又は不法行為により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を弁償します。ただしそれが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(第11条) 契約した客室の提供ができないときの取り扱い

当施設が宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は前項の規定にかかわらず他の宿泊施設を斡旋できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。ただし、その責任が当施設の責めに帰すべき事由がないときは支払いません。

(第12条) 宿泊客の手荷物携帯品の保管

宿泊客の手荷物、携帯品が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限り責任をもって保管し宿泊客がチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのちに宿泊客の手荷物、携帯品が置き忘れられた場合、その所有者が判明したときは、当該所有者に連絡をし、その指示を求めるものとします。所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後当施設の責任において処分させていただくか、又は最寄りの警察に届けます。

(第13条) 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対しその損害を賠償していただきます。

(第14条) 当施設と宿泊客との連絡および意思疎通

当施設は宿泊客がご満足な滞在ができますよう宿泊の意向を重要視し、大切にします。そのため電子メールを積極的に活用し緻密な意思疎通を行います。

(第15条) 当施設の個人情報保護について

当施設は業務上取得する個人情報（宿泊者名簿、電子メール等）の扱いについて、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、厳正、的確なお取り扱いをいたします。

「万が一、本宿泊約款に対して、お互いの理解に、齟齬が生じた場合は、日本語版の宿泊約款の解釈が最優先します」

別表第1 違約金—キャンセル料金（第6条第2項関係）

当日	前日	2日～10日前	11日～20日前
100%	50%	40%	20%

別表第2 時間外利用の追加料金（第7条第2項関係）

区 分	料 金
2人～7人	1時間当たり3,000円
8人～	1時間当たり5,000円

別表第3 宿泊料金（第9条第1項関係）

当社WEBページをご参照ください。

別表第4 子供の料金（第9条第1項関係）

子供（9歳～）	大人料金の100%
子供（6～8歳）	大人料金の70%
幼児（3～5歳）	大人料金の50%
幼児（0～2歳）布団有り	大人料金の50%
幼児（0～2歳）布団無し、2名まで	大人料金の0% 但し超過1人につき1,000円頂きます